

凡例： ■ ハード対策
□ ソフト対策

■ 「個別・共通」の複層的な対策一覧表

大項目	中項目	小項目	具体的な対策(例)		
			【第3章 安全性確保等の内容について】		【第4章 地域ぐるみの“安全安心な街づくり”】
			指針の対象建築物に適用される個別対策	街区内の建築物すべてに適用される共通対策	
				各建築物の対策	地域ぐるみの対策
構造安全性の確保	建築物の長寿命化	対象建築物の現況調査	□調査による劣化部分、劣化原因の把握	■耐震改修促進法による耐震診断の実施	□建築物の適切な保全に係わる担い手育成
		調査結果に基づく改修工事の実施	■劣化部分の補修、劣化原因の改善		
	建築物の耐震補強	基礎の補強対策	■ベタ基礎の施工	■耐震改修促進法による耐震補強の実施	
		上部構造の補強対策	■既存構造体の負担を考慮した構造補強		
火災安全性の確保	出火防止	建物管理者等の危機管理能力の向上	□出火防止点検等の実施内容を消防署、市役所が定期的に監視	□旅館等を対象とした消防署による重点的な指導による対策	□消防指導による建物管理者等への防災意識向上のための講座の開催
		火災別の出火防止対策	□下記の対策について消防署、市役所が定期的に監視 ■電気配線、機器等の適正な更新による電気火災防止対策 □こんろ、たばこ、ストーブなどの使用制限	□旅館等を対象とした消防署による重点的な指導による対策 －（上記の用途以外は左記の個別対策を共通対策へと展開）	□消防指導による火災別の出火防止対策のための講座の開催 □「受動喫煙の防止等に関する条例」による分煙・禁煙等の推進
		類焼火災(もらい火)対策	■隣接建物に接している外壁部分の防火性能の強化 □施設の夜間施錠や常夜灯などによる放火防止対策	■建築基準法22条・23条による屋根の不燃化・外壁の準防火構造化 ■景観形成基準による道路側壁面線の統一と建築基準法53条建ぺい率制限の組み合わせによる「旗竿敷地」裏側の空地の確保	■消防団等による夜間見回り実施(放火対策) ■街区の空地、街路、防火建築物の計画的な見直しによる延焼抑制
	火災拡大防止	初期消火対策 屋内への延焼防止対策 屋外への延焼防止対策	■スプリンクラー設備の「全館設置」 ※水道直結型スプリンクラー設備も容認 ■保存対象となる内装材以外は内装制限を遵守 ■布団等に防火品の積極的採用 □消防法の指導マニュアルによる初期消火訓練の実施	■カーテン、カーペット、布団等に防火品の促進	－ 迅速かつ円滑な消防活動の確保
	避難安全性の確保	二方向避難対策	■居室から直接屋外への避難経路を含めた二方向避難の確保	■建築基準法43条接道義務の適正な運用による避難経路の確保	□街区ごとに安全避難のシミュレーション(警防計画) □近隣旅館同士の災害時の避難者受け入れ体制の確立
		防煙・排煙対策	■内部階段に防煙垂れ壁を設置 ■無窓廊下(避難経路)に排煙口を確保 ■廊下と部屋との界壁に防煙垂れ壁を設置(部屋から外部への排煙)		
		避難時間の短縮対策	□消防法の指導マニュアルによる避難誘導訓練の実施 □避難誘導に「客室伝達装置(内線)」の有効利用 □従業員による的確な避難誘導(従業員に防煙マスク配備)		
	消防活動の確保	消防活動の迅速化	■「直接通報システム」の導入による確実な消防への火災通報	■住宅火災警報器の設置促進 ■市による老人世帯の直接通報導入	□街区ごとに消防体制の確立(緊急時連絡体制の強化) □はしご車の火災初動段階での出動(住宅密集地)
		消防活動の円滑化		■建築基準法56条高さ制限の適正な運用によるはしご車の可動領域の確保 ■建築基準法43条接道義務の適正な運用による消防活動の場の確保	■豊富な消防水利(大谿川、消火栓)を利用した安定的な消火活動 ■消防活動時に障害となる電柱の地中化を促進 □街区ごとの防災資器材の配備及び防災訓練の定期的な実施 □街区ごとに消防活動のシミュレーション(警防計画)
	施設のバリアフリー化	施設のバリアフリー化	■基準の適合が困難な場合は個別代替措置により対策 □福祉のまちづくりアドバイザー等による改修計画の助言・指導 □施設バリアフリー情報をHP等で公表	■福祉のまちづくり条例の基準による対策 ■温泉施設等のバリアフリー化	□福祉のまちづくり条例による一定規模の施設のバリアフリー情報の公表
非常時を想定したバリアフリー化		□避難時の要援護者への対応	－（左記の個別対策を共通対策へと展開）	□災害時の近隣旅館同士の避難者受け入れ体制の確立 □災害時の福祉避難所の指定	